



国海安第49号の2  
平成20年6月25日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
常務理事 武山 誠一 様

国土交通省海事局安全基準課長  
安藤



### 船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記の省令等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）
- ・船舶防火構造規則（昭和55年運輸省令第11号）
- ・船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）
- ・船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）

# 船舶検査心得の一部改正について

平成 20 年 6 月  
海事局安全基準課

## 1. 背景

2006 年 12 月に、国際海事機関（IMO）において、大型クルーズ船の火災事故を契機とした旅客船のキャビンバルコニーの防火対策強化、救命艇等の性能向上等を目的とした SOLAS 条約の附属書第 II-2 章（防火）及び第 III 章（救命設備）の改正並びに国際火災安全設備コード（FSS コード）及び国際救命設備コード（LSA コード）の改正が採択され、2008 年 7 月 1 日に発効することとなっている。

本条約改正の内容を担保するため、船舶救命設備規則（昭和 40 年運輸省令第 36 号）及び船舶防火構造規則（昭和 55 年運輸省令第 11 号）の一部改正（平成 20 年 6 月 30 日国土交通省令第 53 号）並びに船舶の消防設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正（平成 20 年 6 月 30 日国土交通省告示第 795 号）を行ったところ、これを補完するため船舶検査心得の一部改正を行うとともに、その他所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

### （1）船舶救命設備規則関係

- ①救命艇の性能基準を定める規則第 8 条各号の詳細な解釈を LSA コードの規定に従い規定する。
- ②救命艇及び救命いかだの艤装品として搭載する救難食糧及び飲料水の仕様について、LSA コードの規定を引用する。
- ③規則第 27 条の 2 の救助艇の収容人員に関する規定に関し、当該人員は、イマーシヨン・スーツ（イマーション・スーツが救命胴衣とともに着用するものである場合は、イマーション・スーツ及び救命胴衣）を着用した状態であることを規定する。
- ④規則第 27 条の 6 の規定により高速救助艇に備える管海官庁が適当と認める VHF 無線通信装置の要件を規定する。
- ⑤貨物船に備え付ける救命いかだであって質量 185kg 以上のものを規則第 62 条第 2 項の「反対舷へ容易に移動できない救命いかだ」とみなすこととする。
- ⑥離れた位置に備え付ける救命いかだのために備え付ける救命胴衣及びイマーション・スーツの数をそれぞれ 2 着以上とする。
- ⑦規則第 96 条の 3 第 1 項の規定に基づき、進水装置のつり索は定期的に点検されなければならないこととする。（船舶安全法施行規則第 12 条第 1 項の適用のある船舶にあっては、MSC.1/Circ.1206 に従って点検されていなければならない。）
- ⑧規則第 96 条の 3 第 1 項の規定に基づき、火工品は、有効期限が消えないよう表示されなければならないこととする。

## (2) 船舶防火構造規則関係

- ①規則第20条第1項及び第2項において不燃性材料とすることが求められている天井張り、内張り、部分隔壁及び部分甲板には、隣接するキャビンバルコニーを仕切るために使用されるものを含む旨を規定する。（なおこの改正規定は、現存船に対しては、平成20年7月1日後最初の検査時から適用する。）
- ②規則第20条第5項第3号において、キャビンバルコニーの露出面は炎の広がりが遅い管海官庁が適當と認めるものでなければならないとされているが、この例外の「管海官庁が差し支えないと認めるもの」として、自然堅材（natural hard wood）による床面を規定する。
- ③規則第20条第7項において有毒性物質の発生の危険のない管海官庁が適當と認めるものとすることが求められている船内の露出面には、キャビンバルコニーの露出面が含まれることを規定する。（ただし、自然堅材（natural hard wood）による床面を除く。）
- ④規則第20条第11項において、キャビンバルコニーに設置する家具及び備品は不燃性について告示で定める要件に適合するものでなければならないとされているが、この例外の「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、MSC.1/Circ.1242の要件に適合する火災探知警報装置及びMSC.1/Circ.1268の要件に適合する加圧水噴霧装置が設置されているキャビンバルコニーに設置される家具及び備品とする。

## (3) 船舶の消防設備の基準を定める告示関係

告示第15条の「管海官庁が適當と認める」固定式加圧水噴霧装置の要件として、MSC.1/Circ.1165（MSC.1/Circ.1239及びMSC.1/Circ.1269による改正を含む。）を引用する。

## (4) 船舶の防火構造の基準を定める告示関係

告示第15条第3項で規定するキャビンバルコニーに設置する家具及び備品の不燃性要件の詳細を火災試験方法コード（FTPコード）の関係パートを引用して規定する。

### 3. スケジュール

本心得改正は、平成20年7月1日から施行することとする。

以上

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行	備 考
3-2 船舶救命設備規則	3-2 船舶救命設備規則	
(部分開閉型救命艇)	(部分開閉型救命艇)	
8.0(a)～(d) (略)	8.0(a)～(d) (略)	
(e) 第11号の適用については、次に掲げるところによること。	(e) 第11号の「過大な力」とは、次に掲げる救命艇の種類に応じ、それぞれ次に掲げる過荷重を想定するものとする。	LSA コード4.4.1.1
(1) 10度までの縦傾斜及び20度までの横傾斜のあらゆる状態において、安全に進水できるものであること。	(1) 金属製の艇体を有する救命艇 人員及び儀装品を満載した救命艇の全質量の1.25倍	
(2) 「過大な力」とは、次に掲げる救命艇の種類に応じ、それぞれ次に掲げる過荷重を想定するものとする。	(2) (1)に掲げる救命艇以外の救命艇 人員及び儀装品を満載した救命艇の全質量の2倍	
(i) 金属製の艇体を有する救命艇 人員及び儀装品を満載した救命艇の全質量の1.25倍	(f) (略)	
(ii) (i)に掲げる救命艇以外の救命艇 人員及び儀装品を満載した救命艇の全質量の2倍	(g) 第18号の「迅速に乗り込めるもの」とは、全定員が乗艇の指示が出たときから第1種船にあつては10分以内、第3種船にあつては3分以内に乗り込めるものという。	LSA コード4.4.3.1
(f) (略)	(h) (略)	
(g) 第18号の「迅速に乗り込めるもの」とは、全定員が乗艇の指示が出たときから3分以内に乗り込めるものという。(第3種船に備え付けるものに限る。)	(i) (略)	
8.0(j) 第25号の規定の適用においては、次に掲げるところによること。	8.0(j) 第25号の規定の適用においては、次に掲げるとところによること。	
(1) ハの「十分な明るさ」とは、次に掲げる灯の種類に応じ、それぞれ次に掲げる明るさをいう。	(1) ハの「十分な明るさ」とは、次に掲げる灯の種類に応じ、それぞれ次に掲げる明るさをいう。	
(i) 覆いの頂部に取り付ける灯(以下「キャノピーラ」)	(i) 覆いの頂部に取り付ける灯(以下「キャノピーラ」)	

				という。) 4.3カンデラ (ii) 内部に取り付ける灯 全上半部の輝度平均で0.5 カンデラ	LSAコード4.1.3.4
				(2) (略)	
				(3) (略)	
				(4) 内部の色は、乗員に不快感を与えない明るい色と すること。 (5) (略)	
				(6) (略)	
				(k) (略)	LSA 4.4.7.6.2.1
				(1) 第34号の規定の適用については、次に掲げることによること。	
				(1) (略)	
				(2) つり索に張力がかかる場合の離脱において、吊り上げリング又はシャックルをフックから手 動で解放するものでないこと。 (3) (略)	
				(4) ニの「安全装置」については、次に掲げることによること。 (i) 危険を示す標識が付されていること。 (ii) 離脱装置が適切かつ完全にリセットされた場合にのみ作用するものであること。このため、フック が完全にリセットされない限りフックはあらゆる負 荷を支持するものであってはならず、かつ、過度の 力を加えることなくハンドル又は安全ピンがリセッ トの位置に戻せるものであってはならない。	
				(5) 「十分な強さ」とは、人員、燃料及び機器を 満載した救命艇の質量がつり索間にかかる場合、 使用材料の極限強さに対し、安全係数が6以上	LSAコード4.4.7.6.8
					にかかっている場合に、使用材料の極限強さに対し、 安全係数が6以上であるものをいう。

であるものをいう。ただし、救命艇を外す装置の安全系數にあつては、燃料及び機器の質量の合計に1,000kgを加えたものを救命艇の質量とみなすことができる。

(6) チの要件には、次のいずれかによること。

(i) いずれのフックも適切かつ完全にリセットされることは直接目視で確認できるものであること。

(ii) すべてのフックがリセットされたことを確認するための調節できない機械的指示計を備えていること。

(iii) すべてのフックがリセットされたことを確認するための簡単に操作できる機械的指示計を備えていること。

(m) (略)

(n) 第35号の手引書は、必要に応じてカラーコーディングや絵図表、記号等を使用し、適切な言語で注意事項を記したわかりやすいものであること。カラーコーディングを使用する場合、緑は適切なフックのリセットを、赤は不適切なリセットを示すものとすること。

(o)～(q)

(救命艇の機器)

14.1(a)～(d) (略)

(e) 「救難食糧」及び「飲料水」の要件については、それぞれLSAコード4.1.5.1.18及び4.1.5.19によること。

(f)～(k) (略)

(救命艇の機器)

14.4.7.6.5

(e) 次に掲げるところに適合する「救難食糧」は、これを適当なものと認めて差し支えない。

(f)～(k) (略)

(膨脹式救命いかだ)

(膨脹式救命いかだ)

- 21.1 (a)～(c) (略)  
(d) 第8号の「十分な強度」とは、救命いかだの他のどの部分にもつかまつてない体重100kgの人を支えることができる強度をいう。
- (e)～(j) (略)  
(k) (1) 第18号に係るもやい綱装装置は、ウイーク・リンクを除き、救命いかだの定員に応じ、次に掲げる荷重に耐えられるものであること。  
① 9人未満 7.5kN  
② 9人以上25人未満 10.0kN  
③ 25人を超える 15.0kN
- (2) 安全弁を含む膨脹システムは、ISO 15738 (2002)：「膨脹式救命設備のためのガス膨脹システム」によること。

(1) (略)

(k) (1) 第18号に係るもやい綱装装置は、ウイーク・リンクを除き、救命いかだの定員に応じ、次に掲げる荷重に耐えられるものであること。

① 9人未満 7.5kN

② 9人以上25人未満 10.0kN

③ 25人を超える 15.0kN

(2) 安全弁を含む膨脹システムは、ISO 15738 (2002)：

「膨脹式救命設備のためのガス膨脹システム」によること。

(1) (略)

(m) (略)

(膨脹型一般救助艇)

27-2.0 (a)～

(c) (略)

(d) 第20号の「十分な強度」とは、本条第27号で準用する第8条第15号に掲げる救命いかだを曳航するため十分な強度をいう。

(e) (略)

(f) 第24号の人員は、イマーション・スーツ (イマーシヨン・スーツが救命胴衣を着用して使用するものである場合) は、イマーション・スーツ及び救命胴衣) を着用して

(膨脹式救命いかだ)

- 21.1 (a)～(c) (略)  
(d) 第8号の「十分な強度」とは、100kgの質量を支えることができる強度をいう。

(e)～(j) (略)

(k) 第18号に係るもやい綱装装置は、ウイーク・リンクを除き、救命いかだの定員に応じ、次に掲げる荷重に耐えられるものであること。

① 9人未満 7.5kN

② 9人以上25人未満 10.0kN

③ 25人を超える 15.0kN

LSA コード 4.2.4.1

LSA コード 4.2.2.3

LSA コード 5.1.1.3.2

いるものとする。

(救助艇の艤装品)

27-6. 0 (a) 14. 1は、救助艇の艤装品について準用する。

- (b) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、水密かつ両手を使うことなく通話ができるものをいう。なお、第41条の規定に適合する持運び式双方向無線電話装置は、水密かつ両手を使うことなく通話ができる場合に限り、管海官庁が適当と認めるものとして扱つて差し支えない。

(救命艇及び救命いかだ)

62. 2 (a) 50. 2は、本項の規定の適用について準用する。この場合において、50. 2 (a) (1) 中「185kg以下」とあるのは、「185kg未満」と読み替えるものとする。

63. 2 (a) 50. 2は、本項の規定の適用について準用する。この場合において、50. 2 (a) (1) 中「185kg以下」とあるのは、「185kg未満」と読み替えるものとする。

(救命胴衣)

66. 2 (a) (略)  
(b) (略)  
(c) 離れた位置にある救命艇又は救命いかだ用の救命胴衣の数は、2着以上とする。

員に等しい数とする。

(イマーション・スーツ及び耐暴露服)

- 66-2. 2 (a) (略)

(救命艇及び救命いかだ)

SOLAS III/31. 1. 1. 2

(救助艇の艤装品)

27-6. 0 (a) 14. 1は、救助艇の艤装品について準用する。

LSA コード 5. 1. 4. 11

- (b) 「管海官庁が適当と認めるもの」とは、水密かつ両手を使うことなく通話ができるものをいう。なお、第41条の規定に適合する持運び式双方向無線電話装置は、水密かつ両手を使うことなく通話ができる場合に限り、管海官庁が適当と認めるものとして扱つて差し支えない。

(救命艇及び救命いかだ)

62. 2 (a) 50. 2は、本項の規定の適用について準用する。

- この場合において、50. 2 (a) (1) 中「185kg以下」とあるのは、「185kg未満」と読み替えるものとする。

63. 2 (a) 50. 2は、本項の規定の適用について準用する。

- この場合において、50. 2 (a) (1) 中「185kg以下」とあるのは、「185kg未満」と読み替えるものとする。

(救命胴衣)

66. 2 (a) (略)  
(b) (略)  
(c) 離れた位置にある救命艇又は救命いかだ用の救命胴衣の数は、2着以上とする。

員に等しい数とする。

(イマーション・スーツ及び耐暴露服)

- 66-2. 2 (a) (略)

(b) 第62条第5項の規定により離れた場所に備え付ける救命いかだ用のイマーク・スチックの数は、2着以上とする。

(救命艇)

87.1 (a) (略)

(b) 第1号の適用にあつては、第1種船については全ての人員が救命胴衣を着用して集合した後、船体放棄の信号を発したときから30分以内に進水することができるのこと。

(c)～(f) (略)

(救命いかだ)

90.1 (a) 87.1 (a)及び87.1 (b)は、第1号の規定について適用する。

(救命設備の迅速な利用)

96-3.1 (a) 進水装置のつり索は、次に掲げるところにより保守されていること。

(1) 定期的に点検されていること。(施行規則第12条の2第1項の規定のある船舶に備え付けられている進水装置のつり索にあつては、MSC.1/Circ.1206 ANNEX1に従い点検されていること。)

(2) 進水装置の製造後又はつり索の取替後5年を超えない期間内に、取り替えられていること。

(3) (1)及び(2)にかわらず、次に掲げるところによる保守を認めて差し支えない。

(i) 定期的に点検されていること。

(救命艇)

87.1 (a) (略)

(b) 第1号の適用にあつては、第1種船については全ての

のとすること。

(救命いかだ)

90.1 (a) 87.1 (a)は、第1号の規定について準用する。

(救命設備の迅速な利用)

96-3.1 (a) 進水装置のつり索は、次に掲げるところにより保守されていること。

(1) 進水装置の製造後又はつり索の取替後2年半を超えない期間内に、その端部の振替えが行われていること。

(2) 進水装置の製造後又はつり索の取替後5年を超えない期間内に、取り替えられていること。

(3) (1)及び(2)にかわらず、次に掲げるところによる保守を認めて差し支えない。

(i) 定期的に点検されていること。

SOLAS III/21.1.3

SOLAS III/21.1.3

SOLAS III/20.4

	(ii) 進水装置の製造後又はつり索の取替後4年を超えない期間内に、取り替えられていること。	
(b)	(略)	(b) (略)
(c)	経年変化をする救命設備は、その有効期限を超えないこと。 <u>火工品</u> にあっては、有効期限が消えないよう表示されていること。	(c) 経年変化をする救命設備は、その有効期限を超えていらないこと。
(d)	(略)	(d) (略)
	心得附則(平成20年6月25日)	
	(施行期日)	
(a)	<u>この改正は、平成20年7月1日</u> (以下「施行日」という。)から施行する。	
	(経過措置)	
(b)	施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、66.2(c)及び96-3.1を除き、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例による。	

○船舶検査心得 2-3 船舶防火構造規則

		改 正 案	現 行	備 考
		2-3 船舶防火構造規則	2-3 船舶防火構造規則	
(可燃性材料の使用制限)				
20.1 (a)	本項の「天井張り」及び「内張り」は、隣接するキャビンバルコニーを仕切るために用いられる天井張り及び内張りを含む。	(b) (略) (c) (略)	20.1 (a) (略) (b) (略)	SOLAS II-2/ 5.3.1.3.2
20.2 (a)	本項の「部分隔壁」及び「部分甲板」は、隣接するキャビンバルコニーを仕切るために用いられる部分隔壁及び部分甲板を含む。		20.5 (a) (略) (b) (略) (c) 第3号の「管海官庁が差し支えないと認めるもの」とは、自然堅材による床面をいう。	SOLAS II-2/ 5.3.1.3.2
20.5 (a)			20.5 (a) (略) (b) (略)	SOLAS II-2/ 5.3.2.4.1.3
20.7 (a)	「船内の露出面」とは、居住区域、業務区域、制御場所、機関区域及びキャビンバルコニーの露出面並びに居住区域、業務区域、制御場所及び機関区域内の通路及び階段の露出面(第20条第3項の露 出面及び手摺、巾木、階段ステップの滑り止め又はこれ らと同程度の小範囲に使用される表面材の露出面を除 く。)をいう。		20.7 (a) 「船内の露出面」とは、居住区域、業務区域、制御場所、機関区域並びに居住区域、業務区域、制御場所及 び機関区域内の通路及び階段の露出面(第20条第3項の露 出面及び手摺、巾木、階段ステップの滑り止め又はこれ らと同程度の小範囲に使用される表面材の露出面を除 く。)をいう。	SOLAS II-2/6.2.2

(b) (略)

(b) (略)

20.11 (a) 「管海官庁が当該キャビンバルコニーの防火措置を考慮して差し支えないと認める場合」とは、当該キャビンバルコニーがMSC.1/Circ.1242の要件に適合する固定式火災探知警報装置及びMSC.1/Circ.1268の要件に適合する固定式加圧水噴霧装置により有効に保護されている場合をいう。

心得附則（平成20年6月25日）

（施行期日）

(a) この改正は、平成20年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

(b) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、施行日以後最初の定期検査又は中間検査までの間は、改正後の20.1(a)及び20.2(a)の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(c) 現存船については、改正後の20.7(b)の規定にかかるらず、なお従前の例による。

○船舶検査心得 3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

		改 正 案	現 行	備 考
	3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示		3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示	
	(固定式加圧水噴霧装置)		(固定式加圧水噴霧装置)	FSS コード 7.2.1
15.0 (a)	MSC. 1/Circ. 1165 (MSC. 1/Circ. 1237及び MSC. 1/Circ. 1269による改正を含む。) に定める要件に 適合する固定式加圧水噴霧装置は、管海官庁が適当と 認めるものとして取り扱つて差し支えない。		15.0 (a) 附属書[3]「車両区域等における固定式加圧水噴霧裝 置の基準」に適合する固定式加圧水噴霧装置は、車両区 域に設ける場合に限り、本条に適合する固定式加圧水噴 霧装置と同等の効力を有するものとして取り扱つて差 し支えない。	
(b)	附属書[3]「車両区域等における固定式加圧水噴霧裝 置の基準」に適合する固定式加圧水噴霧装置は、車両区 域に設ける場合に限り、本条に適合する固定式加圧水噴 霧装置と同等の効力を有するものとして取り扱つて差 し支えない。			
			心得附則 (平成 20 年 6 月 25 日)	
			(施行期日)	
			(a) この改正は、平成 20 年 7 月 1 日(以下「施行日」と いう。)から施行する。	
			(経過措置)	
			(b) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶につ いては、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の 例によることができる。	

○船舶検査心得 2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

		改 正 案	現 行	備 考
	2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示		2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示	
7.2.1(a)	本号ただし書中の「階段隔壁に設ける戸」とは、暴露部に面する階段隔壁の戸口に設ける戸をいう。			
16.3.3(a)	(可燃性材料の使用制限等) 「管海官庁が認めるもの」とは、火災試験方法コードパート7「鉛直に支持される織物及びフィルムの試験」に合格する性能を有するものをいう。			
16.3.4(a)	「管海官庁が適当と認めるもの」とは、火災試験方法コードパート8「布張り家具の試験方法」に合格する性能を有するものをいう。		心得附則（平成20年6月25日）	
			(施行期日) (a) この改正は、平成20年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。	